

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第30号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設備の基準)</p> <p><b>第40条</b> 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、<u>次のイからクまでの要件に該当するものであること。</u></p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（<u>同号ロに該当するものを除く。</u>）であること。</p> <p>イ～ク (略)</p>	<p>(設備の基準)</p> <p><b>第40条</b> 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、<u>次に掲げる要件に該当するものであること。</u></p> <p>ア <u>耐火建築物</u>（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は<u>準耐火建築物</u>（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、<u>同号ロに該当するものを除く。</u>）<u>（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）</u>であること。</p> <p>イ～ク (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。